

## 泉州二次医療圏における三次救急医療の確保を求める意見書

大阪府は、本年4月、民間に移管した千里救命救急センターに対して、これまで5年間支出していた補助金を廃止した。一方、大阪府地域医療再生計画において、府立泉州救命救急センターは、地方独立行政法人化されたりんくう総合医療センターに移管する計画である。医師・看護師不足の影響によって、泉州二次医療圏、特に南部地域では救急医療が十分に確保できていない中、府立泉州救命救急センターが移管されるりんくう総合医療センターが、その機能を果たしていけるのか危惧される。

もし、大阪府がりんくう総合医療センターに対して、十分な財政支援をしなければ、安定的な三次救急医療の確保はもとより、病院運営まで困難となることは明らかであり、ひいては泉州南部医療圏の地域住民の医療確保が困難となり、出資団体である自治体が財政負担を強いられる恐れがあり、医療センターの存続すら危うくなる可能性もある。

よって、大阪府に対し下記の事項について強く要望する。

- 1、三次救急医療の確保に責任を持つこと。
- 2、三次救急医療に係る赤字が生じる限り、りんくう総合医療センターへの財政支援を継続すること。
- 3、泉州二次医療圏の救急医療・地域医療の充実を図るため、医師・看護師確保の具体策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

泉南市議会